

企画趣旨

石綿はる美

1 本特集を巡る背景

2021年3月から2024年1月までの法制審議会民法（家族法制）部会（以下、部会）における調査審議を経て、2024年5月17日に「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下、改正法）が成立した。改正法の内容は、2でその一部を紹介するように多岐にわたるものであり、子の養育に広く関連する。本特集は、改正法について本格的に運用が始まる前に、その内容のみならず、改正の経緯で明らかになった子の養育に関する理論的な問題を検討し、理論面・運用面での今後の課題を示すことを目的とする。また、民事法のみならず、関連する法分野、実務の視点からの検討も行うことで、子の養育を巡る問題が多様な法分野において論ぜられること、学説と実務の対話が進む契機となることも目指す。

2 本特集の内容

(1) 親権・監護権の理論的検討

改正法の中心的な点は、親権・監護権に関するものである。㉔離婚後の父母の親権の共同行使を可能にするなど、親権者の決定についての規律を改正するとともに（改正後民法819条）、㉕親権を単独で行使できる場合を明示するとともに、父母間の協議が調わない場合の対応など親権の行使方法の規律を整備し（同824条の2）、さらに、㉖監護の分掌の定めや監護者の権利義務の規律を整備した（同766条、824条の3）。これらの点について、基準等を明確にすることが重要であると同時に、その前提として、親権や監護権について理論面からの検討を行うことも必要となろう。

久保野論文は、上記㉔の改正により、父母の双方を親権者とするか一方のみを親権者とするかという問題の判断基準が注目されることを踏まえつつ、その前提として、親権者を父母の双方か一方にするかを決定することの意義について、問題を4つに分節した上で検討する。判断基準の具体化・子の利益という基準の明確化のために、既に制度としてある親権者決定・変更の審判や親権喪失審判との関係の検討を行うなど、親権をめぐる問題を幅広く扱う。

小池論文は、上記㉕㉖の問題に関して、改正前の学説の議論も踏まえた上で、改正法の内容を詳細に検討するとともに、監護者の定め・監護の分掌の利用場面など運用面も含めて、子の福祉のために円滑に権限を行使し得るための今後の検討課題を明らかにする。父母の相互の人格尊重・協力義務（改正後民法817条の12第2項）も含め、改正法が準備した諸制度が、円滑な権限行使のために機能することが望まれる。

(2) 養育費に関する検討——理論的・分野横断的・歴史的・比較法的検討

養育費については、改正では、養育費債権への一般先取特権の付与（改正後民法306条3号、308条の2）、父母の合意がなくても一定額の養育費が請求可能になる法定養育費制度（同766条の3）が新設された。以下、論稿の掲載順とは異なるが、関連する論稿を紹介する。

冷水論文は、上記の各点に加えて、親の責務を定めるものとして新設された改正後民法817条の12第1項を、親の扶養義務の根拠規定として検討した上で、部会等では必ずしも明確に議論されていなかった改正法の理論的枠組みと課題を整理する。そして、改正により浮彫になった本質的な問題として、父母が養育費請求権の権利行使主体で